○標準貨物自動車運送約款

（平成二年運輸省告示第百三十五号）

最終改正　令和六年　国土交通省告示第二百二十号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　運送の申込み及び引受け（第三条―第十七条）

第三章　貨物の運送及び引渡し（第十八条―第二十六条）

第四章　運賃、料金等（第二十七条―第三十八条）

第五章　責任（第三十九条―第四十三条）

第六章　荷主の責任（第四十四条―第四十六条）

第七章　雑則（第四十七条―第四十九条）

第一章　総則

（定義）

第一条　この約款において、「貨物自動車運送事業法」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）をいう。

2　この約款において、「貨物自動車運送事業」とは、貨物自動車運送事業法第二条第一項に規定する貨物自動車運送事業をいう。

3　この約款において、「運送」とは、貨物自動車運送事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送をいう。

4　この約款において、「運送人」とは、運送をする者をいう。

5　この約款において、「荷主」とは、運送人と運送に関する契約を締結する者をいう。

6　この約款において、「荷送人」とは、荷主であって、運送人に貨物を引き渡す者をいう。

7　この約款において、「荷受人」とは、荷主であって、運送人から貨物の引渡しを受ける者をいう。

8　この約款において、「貨物」とは、運送の対象となる物をいう。

9　この約款において、「引越荷物」とは、運送人が荷主の転居に伴う運送を引き受けた貨物をいう。

10　この約款において、「積合せ運送」とは、運送人が荷送人から引き受けた貨物を他の荷送人から引き受けた貨物と積み合わせて運送することをいう。

11　この約款において、「混載運送」とは、運送人が荷送人から引き受けた貨物を他の運送人から引き受けた貨物と積み合わせて運送することをいう。

12　この約款において、「利用運送」とは、運送人が荷送人から引き受けた貨物を他の運送人に運送させることをいう。

13　この約款において、「利用運送人」とは、利用運送をする運送人をいう。

14　この約款において、「実運送人」とは、利用運送人から利用運送を受託した運送人をいう。

15　この約款において、「運送装置」とは、運送に使用する車両、船舶、航空機、鉄道車両その他の運送用具をいう。

16　この約款において、「運送用自動車」とは、運送に使用する自動車をいう。

17　この約款において、「運送用船舶」とは、運送に使用する船舶をいう。

18　この約款において、「運送用航空機」とは、運送に使用する航空機をいう。

19　この約款において、「運送用鉄道車両」とは、運送に使用する鉄道車両をいう。

20　この約款において、「運送用車両」とは、運送用自動車、運送用船舶、運送用航空機及び運送用鉄道車両をいう。

21　この約款において、「運送用コンテナ」とは、運送用車両に積載して貨物を運送するための容器であって、貨物の運送に適するものをいう。

22　この約款において、「運送用パレット」とは、貨物を積載した状態で運送用車両に積載し、及び運送用車両から取り卸すための荷役用具であって、貨物の運送に適するものをいう。

23　この約款において、「運送用具」とは、運送用コンテナ及び運送用パレットをいう。

24　この約款において、「荷役」とは、貨物の運送用車両への積込み及び運送用車両からの取卸しをいう。

25　この約款において、「荷役用具」とは、荷役に使用する機械器具をいう。

26　この約款において、「荷役用機械」とは、荷役に使用する機械をいう。

27　この約款において、「荷役作業」とは、荷役用具又は荷役用機械を使用して行う荷役をいう。

28　この約款において、「荷造り」とは、貨物の運送に適するように貨物を容器に収納し、又は貨物を容器若しくは包装で包むことをいう。

29　この約款において、「荷造用具」とは、荷造りに使用する容器又は包装をいう。

30　この約款において、「荷造作業」とは、荷造用具を使用して行う荷造りをいう。

31　この約款において、「荷役作業等」とは、荷役作業、荷造作業及び荷造用具の提供をいう。

32　この約款において、「運送引受書」とは、運送の申込みを受けた場合に運送人が荷送人に交付する書面をいう。

33　この約款において、「運送引受書等」とは、運送引受書又は運送引受書に代わる書面をいう。

34　この約款において、「運送状」とは、運送人が荷送人に交付する書面をいう。

35　この約款において、「引渡書」とは、運送人が荷受人に交付する書面をいう。

36　この約款において、「引渡書等」とは、引渡書又は引渡書に代わる書面をいう。

37　この約款において、「荷札」とは、貨物に取り付ける荷札をいう。

38　この約款において、「荷札等」とは、荷札又は荷札に代わるものをいう。

39　この約款において、「荷札情報」とは、荷札等に記載すべき事項をいう。

40　この約款において、「荷札情報等」とは、荷札情報又は荷札情報に代わるものをいう。

41　この約款において、「荷札情報等の提供」とは、荷札情報等を荷送人に提供することをいう。

42　この約款において、「荷札情報等の提供者」とは、荷札情報等を荷送人に提供する者をいう。

43　この約款において、「荷札情報等の提供の相手方」とは、荷札情報等の提供を受ける者をいう。

44　この約款において、「荷札情報等の提供の方法」とは、荷札情報等の提供に使用する電子情報処理組織の構成、電磁的記録の種類その他の荷札情報等の提供の方法をいう。

45　この約款において、「荷札情報等の提供の安全性の確保に必要な措置」とは、荷札情報等の提供の相手方の使用に係る電子情報処理組織と接続する電気通信回線に接続している電子計算機に荷札情報等の提供の相手方以外の者による不正なアクセスを防止するために必要な措置をいう。

（運送の申込み）

第二条　当店に貨物の運送を申込む者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければならない。

一　荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

二　品名

三　個数

四　重量又は容積

五　荷送人が当店に運送を依頼する貨物であるときは、その旨

六　荷受人の住所又は居所が不明であるときは、その旨

七　荷受人の氏名又は商号及び住所又は居所が荷送人と同じであるときは、その旨

八　荷積地について、貨物の積込みを荷送人の指定する場所で行うときは、その場所

九　荷卸地について、貨物の荷卸しを荷受人の指定する場所で行うときは、その場所

十　第六十二条第一項に規定する運賃着払の場合において、申込者が運賃の支払を拒絶するときは、その旨

十一　運賃、料金の額

十二　本約款その他当店の定めた約款に定める事項

十三　その他当店の運送引受けに必要な事項

2　前項の申込書は、当店の承諾を得て、貨物の運送引受書等の交付に代えて、当店指定運送引受書等に記載すべき事項を電磁的方法により当店に提供することをもって、当該申込書の提出に代えることができる。

3　当店は、荷送人が第一項の申込書を提出しないときは、その貨物の運送引受書等の交付を請求することを申込みの勧誘と見なすことがある。

4　当店が、第一項の規定により荷送人から提出された申込書に記載された荷送人の氏名又は商号及び住所が、荷送人の氏名又は商号及び住所と異なるときは、これらを荷送人の氏名又は商号及び住所とみなす。

（引受けの制限）

第三条　当店は、次の各号の一に該当する貨物については、運送の引受けをお断りすることがあります。

一　申込者が、前条第一項の規定による申込みをせず、又は同項第二項の規定による荷送人の氏名又は商号及び住所の記載をしないとき。

二　荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所が不明であるとき。

三　当店運送用車両に積載できる貨物の容積又は重量を超えるとき。

四　当店運送用車両に積載できない貨物であるとき。

五　運送、保管、荷役、運搬、運送用具の使用又は荷造りに当たり特別の注意を要する貨物であるとき。

六　天災その他やむを得ない事由があるとき。

（荷造りの義務）

第四条　荷送人は、貨物の荷造りが不十分であるため、運送、荷役、運搬、運送用具の使用又は荷造りに当たり当店又は第三者の財産を損傷するおそれがあるときは、その荷造りをしなければなりません。

2　荷送人は、貨物の荷造りが不十分であるため、運送、荷役、運搬、運送用具の使用又は荷造りに当たり当店又は第三者の財産を損傷したときは、その損害を賠償しなければなりません。

3　荷送人が前項の荷造りをしないことを当店が知ったときは、当店は、荷送人の費用で荷造りをすることができます。

（危険品の引受け）

第五条　当店は、危険品の運送は引受けません。

2　前項の危険品とは、次の各号に掲げるものをいいます。

一　火薬類、船舶安全法の危険物、航空法の爆発物、高圧ガス、液化石油ガス、毒物及び劇物取締法の毒物又は劇物、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の放射性同位元素、引火性の物、発火しやすい物、酸類その他の腐食性を有する物、病原菌、伝染病の病毒その他人畜に害を与えるおそれのある物

二　その他当店の運送に適さない貨物

（運送の中止）

第六条　当店は、荷送人が前条第一項の規定に違反して危険品を運送の申込みをしたとき、又は荷送人が同項第二項の規定による荷送人の申告をしないことにより危険品であることを当店が知ったときは、その貨物の運送を中止することができます。

2　当店は、荷送人が前条第一項の規定に違反して危険品を運送の申込みをしたとき、又は荷送人が同項第二項の規定による荷送人の申告をしないことにより危険品であることを当店が知ったときは、その貨物を廃棄することができます。

3　当店は、荷送人が第一項の規定に違反して危険品を運送の申込みをしたとき、又は荷送人が同項第二項の規定による荷送人の申告をしないことにより危険品であることを当店が知ったときは、荷送人に対し、その貨物の運送に関して当店が支払った費用を請求することができます。

4　当店は、荷送人が第一項の規定に違反して危険品を運送の申込みをしたとき、又は荷送人が同項第二項の規定による荷送人の申告をしないことにより危険品であることを当店が知ったときは、荷送人に対し、その貨物の運送に関して当店が受けた損害の賠償を請求することができます。

（運送の引受け）

第七条　当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けをお断りすることがあります。

一　申込者が、前条第一項の規定による申込みをせず、又は同項第二項の規定による荷送人の氏名又は商号及び住所の記載をしないとき。

二　荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所が不明であるとき。

三　当店運送用車両に積載できる貨物の容積又は重量を超えるとき。

四　当店運送用車両に積載できない貨物であるとき。

五　運送、保管、荷役、運搬、運送用具の使用又は荷造りに当たり特別の注意を要する貨物であるとき。

六　天災その他やむを得ない事由があるとき。

（危険品の引受け）

第八条　当店は、危険品の運送は引受けません。

2　前項の危険品とは、次に掲げるものをいいます。

一　火薬類、船舶安全法の危険物、航空法の爆発物、高圧ガス、液化石油ガス、毒物及び劇物取締法の毒物又は劇物、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の放射性同位元素、引火性の物、発火しやすい物、酸類その他の腐食性を有する物、病原菌、伝染病の病毒その他人畜に害を与えるおそれのある物

二　その他当店の運送に適さない貨物

（危険品の通知義務）

第九条　荷送人は、危険品を運送するときは、あらかじめ、その旨を当店に通知しなければなりません。

2　荷送人が前項の通知をしないときは、その危険品を廃棄されても異議を述べてはならず、また、当店に対し損害賠償を請求することはできません。

（危険品の運送）

第十条　当店は、荷送人が第八条第一項の規定に違反して危険品の運送の申込みをしたとき、又は荷送人が同条第二項の規定による荷送人の申告をしないことにより危険品であることを当店が知ったときは、その危険品を運送することがあります。

2　当店は、荷送人が第九条第一項の規定による通知をしないことにより危険品であることを当店が知ったときは、その危険品を運送することがあります。

3　当店は、荷送人が第八条第一項の規定に違反して危険品の運送の申込みをしたとき、又は荷送人が同条第二項の規定による荷送人の申告をしないことにより危険品であることを当店が知ったときは、荷送人に対し、その危険品の運送に関して当店が支払った費用を請求することができます。

4　当店は、荷送人が第八条第一項の規定に違反して危険品の運送の申込みをしたとき、又は荷送人が同条第二項の規定による荷送人の申告をしないことにより危険品であることを当店が知ったときは、荷送人に対し、その危険品の運送に関して当店が受けた損害の賠償を請求することができます。

（運送の引受け）

第十一条　当店は、貨物の運送の引受けをするときは、次に掲げる事項を確認するものとします。

一　荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

二　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知らないときは、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知らない旨

三　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知らない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法

四　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

五　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

六　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

七　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

八　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

九　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

十　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

十一　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

十二　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

十三　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

十四　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

十五　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

十六　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

十七　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

十八　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

十九　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

二十　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

二十一　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

二十二　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

二十三　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

二十四　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

二十五　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

二十六　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

二十七　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

二十八　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

二十九　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

三十　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

三十一　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

三十二　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

三十三　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

三十四　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

三十五　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

三十六　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

三十七　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

三十八　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

三十九　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

四十　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

四十一　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

四十二　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

四十三　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

四十四　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

四十五　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

四十六　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

四十七　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

四十八　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

四十九　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

五十　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

五十一　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

五十二　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

五十三　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

五十四　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

五十五　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

五十六　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

五十七　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

五十八　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

五十九　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

六十　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

六十一　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

六十二　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

六十三　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

六十四　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

六十五　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

六十六　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

六十七　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

六十八　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

六十九　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

七十　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

七十一　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

七十二　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

七十三　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

七十四　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

七十五　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

七十六　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

七十七　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

七十八　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

七十九　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

八十　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

八十一　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

八十二　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

八十三　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

八十四　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

八十五　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

八十六　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

八十七　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

八十八　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

八十九　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

九十　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

九十一　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

九十二　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

九十三　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

九十四　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

九十五　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

九十六　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

九十七　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

九十八　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

九十九　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百一　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百二　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百三　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百四　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百五　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百六　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百七　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百八　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百九　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百十　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百十一　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百十二　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百十三　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百十四　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百十五　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百十六　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百十七　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百十八　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百十九　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百二十　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百二十一　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百二十二　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百二十三　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百二十四　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百二十五　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百二十六　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百二十七　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百二十八　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百二十九　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百三十　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百三十一　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百三十二　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百三十三　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百三十四　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百三十五　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百三十六　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百三十七　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百三十八　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百三十九　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百四十　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百四十一　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百四十二　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百四十三　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百四十四　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百四十五　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百四十六　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百四十七　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百四十八　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百四十九　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百五十　荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない場合には、荷送人が荷受人の氏名又は商号及び住所を知ることができる方法がない旨

百五